

農林水産省法令適用事前確認手続（回答書）

平成24年8月27日

殿
代理人行政書士
今 英樹 殿

林野庁林政部経営課長

平成24年7月10日付けで照会のあった件について、以下の見解を回答いたします。

照会対象法令（条項）の

対象となる / 対象とならない

本回答は、照会対象法令を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

なお、当該回答の根拠は、下記のとおりです。

記

1 「苗木果実販売等事業」について

森林組合は、組合員の労働力の利用の有無にかかわらず、加工販売事業等を行うため自ら苗木を生産することは、できないものと考えられる。

2 「マンション事業」について

森林組合は、組合員の行う事業又はその生活に必要と考えられる場合は、マンション等を共同利用施設として設置して、これを組合員に利用させることができ（森林組合法（昭和53年法律第36号。以下「法」という。）第

9条第2項第5号)、法第9条第8項又は第9項の規定及び定款の定め の範囲内において、組合員以外の者にもこれを利用させることができる。

ただし、組合員たる資格については、法第27条第1項各号に規定されていることから、定款に「施設の利用を継続して受けるもの」との規定を設けることについては、法第61条第2項に規定する行政庁の認可を受けることができないものと考えられる。

3 結論

以上より、お尋ねの「苗木果実販売等事業」については、森林組合の事業として行うことができないものと考えられることから、法第114条第1号の「組合が法律の規定に基づいて行うことができる事業以外の事業を行ったとき」に該当する可能性がある。

また、お尋ねの「マンション事業」については、上記2において許容される範囲内で実施するものについては、同号の「組合が法律の規定に基づいて行うことができる事業以外の事業を行ったとき」に該当しないものと考えられる。

ただし、同号の規定による解散命令は、森林組合が法律の規定に基づいて行うことができる事業以外の事業を行った場合に直ちに命じなければならないものではなく、また、現状、森林組合の所管行政庁は、都道府県知事となっていることから、同号の適用その他所管行政庁が判断すべき事項については、森林組合を所管する都道府県知事の判断によることとなる。